

改訂箇所について

第 1 章 共有私道とその実態

1 共有私道の意義

- (1) 私道とは
- (2) 共有私道の意義

2 実態調査（★平成 29 年度実施）

- (1) 地方公共団体へのアンケート調査
- (2) ライフライン事業者からのヒアリング
- (3) 具体的支障について
- (4) 不動産登記簿における相続登記未了土地調査について

第 2 章 共有私道の諸形態と民事法制

1 民法上の共有関係にある私道（共同所有型私道）

- (1) 私道の所有形態
- (2) 共有者間内部の法律関係
- (3) 共同所有型私道の使用・管理におけるルール

★ 1 令和 3 年民法改正による以下の項目の改正を踏まえ、記載を修正してはどうか。

・ 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化

★ 2 現ガイドラインにおいては、反対者がいる場合は取り上げないこととしている（p 14）が、今般の改訂に際しては、反対者がいるケースについても、必要な範囲で触れることとしてはどうか。

★ 3 令和 3 年民法改正により設けられた以下の項目に係る制度について、加筆してはどうか。

・ 賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理

・ 所在等不明共有者がいる場合の変更・管理

（注） これらのほか、以下の項目について加筆することも考えられる。

・ 共有物の管理者／共有の規定と遺産共有持分

2 民法上の共有関係にはない私道（相互持合型私道）

- (1) 私道の所有形態
- (2) 法律関係
- (3) 通行地役権の内容及び効力

3 団地の法律関係

- (1) 共同所有型私道と団地
- (2) 団地における法律関係と共同所有型私道の工事への活用
- (3) 団地管理組合の集会の手續（【図1】参照）

(注) 団地の法律関係については、財産管理制度などの民法の説明の後に移すことも考えられる。

4 財産管理制度等

- (1) 不在者財産管理制度
- (2) 相続財産管理制度

★4 令和3年民法改正による以下の項目の改正を踏まえ、記載を修正してはどうか。

・相続人不存在の相続財産の清算手續の見直し

(注) ガイドラインが改訂される時点では、改正法は未施行であることを考慮すると、現行の相続財産管理制度についても併記することが考えられる。

- (3) 法人の場合

★5 以上に加え、令和3年民法改正により設けられた以下の項目に係る制度について、加筆してはどうか。

・所有者不明土地・建物管理制度

(注) このほか、以下の項目について加筆することも考えられる。

・管理不全土地・建物管理制度

(注) 相隣関係規定の見直しについては、第3章において説明する案としているが、第2章において取り上げることも考えられる。

第3章 ケーススタディ

1 私道の舗装に関する事例

事例1～10

★6 令和3年民法改正を踏まえ、共有に関する記載の修正や、新たな財産管理制度についての加筆などをしてはどうか（特に、事例5は、全員同意から過半数同意へと結論が変更されるものと考えられる。）。

コラム

★7 必要に応じて記載を修正してはどうか。

2 ライフラインに関する事例

★8 総論部分に、令和3年民法改正により設けられた以下の項目に係る制度について加筆してはどうか。

・ライフラインの設備の設置・使用权

【上水道関係】

- (1) 水道事業
- (2) 水道に関する導管の種類
- (3) 水道施設設置工事及び給水装置工事
- (4) 給水義務等
- (5) 配水管及び給水管の所有者と土地の所有者との関係

コラム

★ 9 令和3年民法改正を踏まえ、関係省庁の協力を得て、必要に応じて記載を修正してはどうか。

【下水道関係】

- (1) 下水道事業
- (2) 公共下水道に関する導管の種類等
- (3) 公共下水管の管理等
- (4) 排水設備の設置、管理等
- (5) 公共下水管の所有者と土地の所有者との関係

【ガス事業及び導管関係】

- (1) ガス事業について
- (2) 一般ガス導管事業者の義務
- (3) 導管等の所有関係
- (4) 導管を私道下に設置する場合の法律関係

【電気事業及び電柱関係】

- (1) 電気事業について
- (2) 一般送配電事業者の義務
- (3) 電柱等を私道に設置する場合の法律関係

★ 10 下水道関係・ガス事業及び導管関係・電気事業及び電柱関係については、関係省庁の協力を得て、必要に応じて記載を修正してはどうか。

事例 11～27

★ 11 令和3年民法改正により設けられたライフラインの設備の設置・使用権に関する規定を踏まえ、加筆・修正してはどうか。

3 その他

★ 12 総論として、令和3年民法改正により設けられた以下の項目に係る制度について、加筆することが考えられるが、どうか。

- ・ 隣地使用権
- ・ 越境した竹木の枝の切取り

事例 28～35

- ★13 事例 28～33 については、令和 3 年民法改正を踏まえ、共有に関する記載の修正や、新たな財産管理制度についての加筆などをしてはどうか
- ★14 事例 34～35 については、令和 3 年民法改正により設けられた隣地使用权、越境した竹木の枝の切取り、ライフラインの設備の設置・使用权に関する規定を踏まえ、記載内容を加筆・修正してはどうか。
- ★15 (全体を通じ) 反対者がいるケースについて、新たに事例を設けたり、コラムを設けたりすることについて、どのように考えるか。

第 4 章 今後に向けて

(注) 改訂を踏まえて、記載内容を修正

参考文献目録